# 監督署だより

～続けよう！死亡災害ゼロ～

令和７年第１号
発行：古川労働基準監督署

## 令和7年災害発生状況（古川労働基準監督署管内）

| 業種＼発生年 | 令和6年（速報値） | 令和7年（1～3月末） | | |
|---|---|---|---|---|
| | 死傷(死亡) | 死傷(死亡) | 前年同期比 | 増減率 |
| 全産業 | 286(1) | 74 | +26 | +54.2% |
| 製造業 | 72 | 23 | +11 | +91.7% |
| 鉱業 | 0 | 0 | ±0 | ±0 |
| 建設業 | 44(1) | 5 | -4 | 44.4% |
| 土木工事業 | 14(1) | 1 | -3 | 75.0% |
| 建築工事業 | 26 | 2 | -2 | 50.0% |
| その他建設業 | 4 | 2 | +1 | 100% |
| 陸上貨物運送事業 | 38 | 11 | +3 | 37.5% |
| 林業 | 6 | 1 | +1 | - |
| 商業 | 46 | 10 | +2 | 25.0% |
| 接客娯楽業 | 12 | 4 | +3 | 300% |
| 保健衛生業 | 36 | 10 | +6 | 300% |
| 社会福祉施設 | 32 | 8 | +4 | 100% |

※新型コロナウイルス感染症を除く

【事故の型別労働災害発生状況】

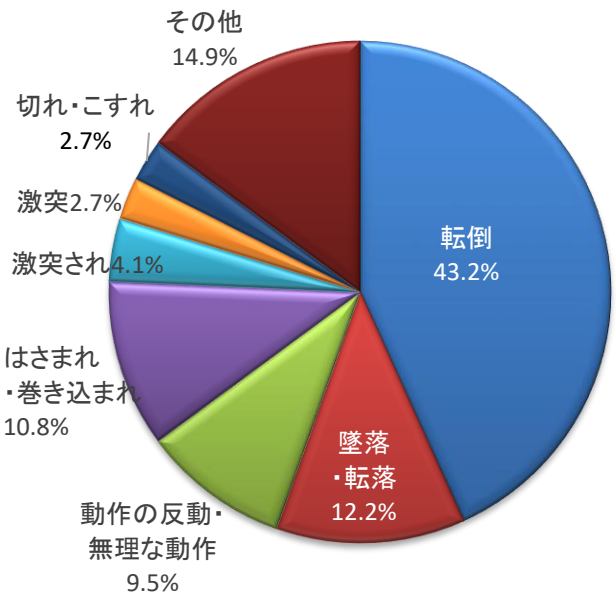


## 職場における熱中症対策の強化について

**令和7年6月1日から改正労働安全衛生規則が施行されます**

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、

**「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が義務付けられます。**

**対象となるのは**

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で**
**連続１時間以上又は１日４時間を超えて実施」が見込まれる作業**

クールワーク
キャンペーンHP

職場における
熱中症ポータルサイト

**1** 「熱中症の自覚症状がある作業者」や「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業者への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。

**2** 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業者への周知

# 全国安全週間の実施について

今年で98回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

**スローガン ： 多様な仲間と　築く安全　未来の職場**

**期　　間：令和7年7月1日～ 7日**

**【準備期間：令和7年6月1日～30日】**

**事業場における実施事項（抜粋）**

**安全週間及び準備期間中に実施する事項**

① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
③ 安全旗の掲揚，標語の掲示，講演会等の開催，安全関係資料の配布等の他，ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付，職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
⑥ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

## 相談・支援班の「訪問支援」を活用してください

「働き方改革関連法」に関し，ご不明な点がありましたら，古川労働基準監督署の労働時間相談・支援班による「訪問支援」をご活用ください。法改正を含めた労働基準法等の説明や、労働時間等について実態に合わせた制度の紹介を行います。ご要望があれば、会社にあった労働時間制度の就業規則規定例や36協定記入例を提供し、ご説明します。

※「訪問支援」は、法違反についての指導は行いません。

## 労働保険の年度更新

**申告・納付は6月2日（月）から7月10日（木）までに！**

**労働保険年度更新申告書受付・相談コーナー**

| 開催期間 | 会場 | 所在地 | 時間 | 電話番号 |
|---|---|---|---|---|
| 7月8日(火)～10日(木)<br>（　3日間　） | 古川労働基準監督署<br>1階会議室 | 大崎市古川駅南<br>2-9-47 | 9:00～12:00<br>13:00～16:00 | 0229-22-2112 |

◆ 駐車場の混雑が予想されますので，車でお越しの際はその旨あらかじめご了承ください。
◆ 上記期間以外についても，監督署窓口にて相談・受付を行っています。
※ 保険料は金融機関（銀行・郵便局）での納付をお願いします。申告書との同時納付もできます。

## 安全衛生教育を充実させましょう

技術の進展や就業形態の多様化等がみられる中、職場の安全衛生水準をさせるためには、適切かつ有効な安全衛生教育を実施することが重要になります。

新たな化学物質の規制のように安全衛生規則等の関係法令も適時改正されており、危険・有害業務の技能講習等の資格を既に取得した方も知識のレベルが必要になっています。

計画的・継続的な教育を実施しましょう。

## 受動喫煙防止にとりくんでますか？

5月31日は、WHO（世界保健機関）により定められた「世界禁煙デー」です。

禁煙も一つの方策です。労働者の健康保持増進にもつながりますので安全衛生委員会で禁煙支援等について議論・取組みをお願いします。

世界禁煙デーに併せて、「イエローグリーンキャンペーン」が行われます。県内、管内のイエローグリーンを探してみましょう。

令和7年5月23日発行